

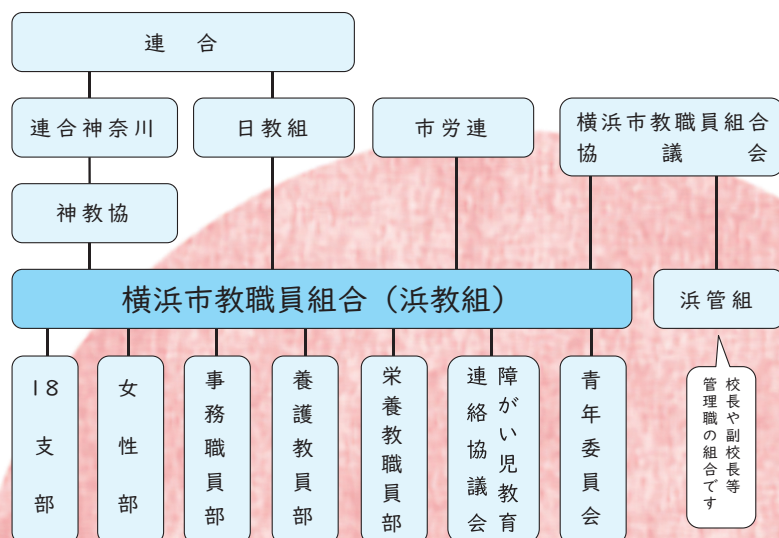
新しい仲間の みなさんへ

ダイジェスト版

私たちの組織ととりくみ

横浜市教職員組合（浜教組）は、私たち教職員の身分保障、賃金、諸手当、権利などの労働条件の向上、教育改革の推進、教育条件整備、平和や人権を守るとりくみなど、さまざまな課題にとりくみ、多くの成果を上げてきました。とりわけ横浜における教職員の賃金・権利・教育予算・教育諸施策の推進などは、常に全国で高水準を獲得してきたといっても過言ではありません。これは、浜教組の高い組織率と組合員の団結によるものです。高い組織率によって、常に対等な立場での交渉を展開し、数々の要求を実現してきたのです。

また、国や県、市町村に対する要求だけでなく、教育研究活動や厚生事業など、組合員の幅広いニーズに応えるとともに、組合員の様々な悩みにも組織的に対応しています。

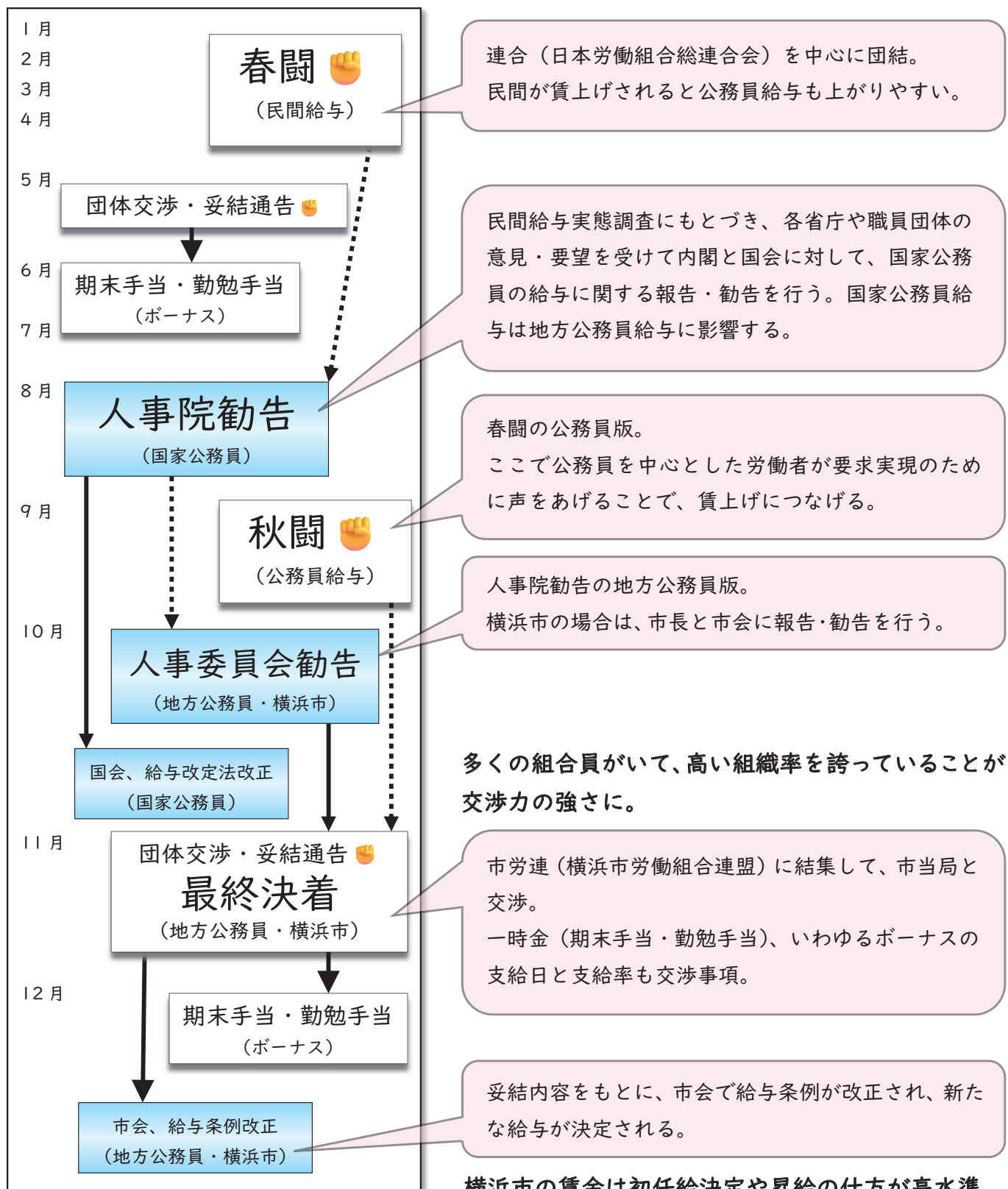


下田教育長（右）に分会教育白書を手交する柴田執行委員長

私たちの賃金

教職員の基本給（給料月額）は、横浜市との交渉で定められます。年齢や勤続年数に応じて賃金が上がるしくみを「定期昇給」といいます。

浜教組では「定期昇給」とは別に、基本給そのものを上げる「賃上げ」をはじめ、健康で豊かな生活のために、賃金や労働条件の改善をめざしてとりくんでいます。



横浜市の賃金は初任給決定や昇給の仕方が高水準。



私たちの権利

分会揭示用

常勤(正規)職員、育児休業代替任期付教員

＝無給(時間で取得の場合は給与減額) 2025.4.1

名 称	概 要	取 得 単 位	再任用	臨任
年 次 休 暇 (年 休)	1年度につき20日(4月2日以降に採用、休職等からの復帰の場合は異なる)。残日数は20日を限度に翌年度へ繰り越せる。 時間を日に換算する場合、7時間45分で1日(時間単位で取得できる他の休暇も同様)	1日・半日・時間(1時間を超える場合15分単位、3時間を超える場合半日＋時間単位)	○ *	○ **
夏 季 休 暇	6月1日～9月30日の間に5日	1日・半日	○ *	○ **
病 気 休 暇	90日以内(取得期間中の土・日曜、休日を含めて計算。異なる病気・けがの場合でも復職後3か月以内に取得する場合は通算する。復帰後3か月勤務するとリセットとなる。) (連続3日[インフルエンザは5日]を超える場合は診断書が必要。3日以内の場合は診療を確認できるもので可。断続の場合は間に1日以上勤務実績がないと連続とみなされる。)	1日・時間(1時間を超える場合15分単位)	○	1年度 20日 以内
出生支援休暇	不妊治療のための通院等について1年度につき5日以内。ただし、対外受精や顕微授精で頻繁な治療が必要なものを受ける場合は10日以内。(領収書等を提示)※ 2022年度新設	1日・時間(1時間を超える場合15分単位)	○	○
結 婚 休 暇	6日以内(土・日曜、休日は含まない。取得期間の制限あり)	1日	○	○
祭 日 休 暇	父母(実父母、養父母に限る)および配偶者の祭日に法事等を行う場合。対象親族1人につき1年度1日以内	1日	○	○
服 忌 休 暇	親族の別による(申請日から起算し、土・日曜、休日を含まない連続する)日数 配偶者:7日、父母:血族7日・姻族3日、祖父母:血族3日・姻族1日、子:血族5日・姻族1日、孫:血族1日・姻族なし、兄弟姉妹:血族3日・姻族1日、伯叔父母…1日 ※ 生計を一にする姻族及び継父母の場合は、血族扱いとする。 (葬儀等で遠隔地へ赴き片道8時間を超える場合は、往復に要する日数を加算できる。)	1日	○	○
骨髄等提供休暇	ドナーとして登録の申出、検査、入院などで骨髄等の提供に必要な期間(要証明書)	1日、半日	○	○
社会貢献活動休暇	大規模災害発生時の被災者支援活動、障がい者支援施設等における活動、日常生活を営むのに支障があるものの支援活動を行う場合。1年度に5日以内(要計画書・報告書)	1日	○	○
(通称) リフレッシュ休暇	10年、20年および30年勤続者に対する職免 毎年4月1日に新たに要件を満たした場合、翌年3月31日までの期間で2日	1日		
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合、必要と認められる期間	1分	○	○
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所、議会その他官公署へ出頭する場合、必要と認められる期間	1分	○	○
大学院修学休業	教諭・養護教諭(一種免許状等で3年在職)が、専修免許状を取得する目的で大学院に修学する場合。1年以上3年以内で年度単位。	1年		
自己啓発等休業	大学等課程の履修する期間2年以内(特に必要と認めた場合は3年)または、国際貢献活動3年以内。(在職期間が4年以上の者が対象)	承認された期間		
配偶者同行休業	配偶者が外国に滞在する事由が6月以上継続することが見込まれ、外国での勤務、事業を営営することその他の個人が業として行う外国での活動、学校教育法による大学に相当する外国の大学における修学のいずれかに該当すること。(本市在職2年以上の一般職員)	承認された期間		

男性も女性も家族的責任を担うために

配偶者の出産のための休暇	配偶者が出産のために入院する等の日から出産後2週間までの期間で3日以内	1日・時間(1時間を超える場合15分単位)	○	○
男性職員の育児参加休暇	配偶者の出産予定日の8週間(多胎は14週)前の日から出産日以後1年を経過する日までの期間で5日以内。対象となる子は、当該出産に係る子または6歳になる年度までの子。	1日・時間(1時間を超える場合15分単位)	○	○
育 児 時 間	1歳6か月までの子を育てる職員。1日2回以内かつ計120分以内。(男性職員の場合は配偶者が育児をできない時間に限る。)	1回につき30分単位	○	○
育 児 休 業	3歳未満の子を養育する職員。女性は産後休暇終了後から、男性は出産日から取得可。 (共済組合の手当金あり)	承認された期間	○	
部 分 休 業	小学校就学までの子を養育する職員。勤務時間の始めまたは終わりに1日2時間以内。	30分単位	○	○
育児短時間勤務	小学校就学までの子を養育する職員。次の4パターンの中から勤務時間を選択。 ①週5日、毎日4時間、②週5日、毎日4時間45分、③週3日、毎日7時間45分、④週3日、7時間45分×2日、4時間×1日	1月以上1年以下の期間	○ フルタイム 職員のみ	
子の看護等休暇	12歳に達する年度末までにある子を養育する職員が、当該子の世話(負傷・疾病の治療、予防接種、健康診断、学級閉鎖)、入園式・卒園式、入学式・卒業式に参加する場合に1年度5日以内 (対象となる子が複数の場合は10日以内)。※ 2025年度要件拡大	1日・時間(1時間を超える場合15分単位)	○	○
短期介護休暇	2週間以上の期間にわたり、日常生活を営むのに支障がある親族を介護(生活の世話等を含む)する場合。1年度5日以内(要介護者が複数の場合は10日以内)。	1日・時間(1時間を超える場合15分単位)	○	○
介 護 休 暇	2週間以上の期間にわたり、日常生活を営むのに支障がある親族を介護する職員。連続する6月の期間内または120日の範囲内で必要な期間。(共済組合の手当金あり)	1日・半日・時間(1時間単位の取得は始業からまたは終業までの連続した時間で4時間以内)	○	連続する 3月の 期間内
介 護 時 間	2週間以上の期間にわたり、日常生活を営むのに支障がある親族を介護する職員。始業からまたは終業までの連続した時間で1日2時間以内。 ※ 2017年度新設	30分単位	○	○

母性保障、母性保護のために

生理日休暇	生理のため勤務が困難な場合、1回につき連続して2日以内。(引き続き必要な場合は病気休暇の取得が可能。病気休暇が3日以内の場合は確認書類の提示は不要。)	1日	○	○
出 産 休 暇	産前休暇…出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)。出産日を含む。(予定日より前になった場合は出産日まで、予定日より延びた場合は延長となる。) 産後休暇…出産日後8週間(妊娠4か月(85日)以上での死産・流産を含む)	1日	○	○
妊娠中及び出産後の保健指導、健康診査のための職免	妊娠6月まで…4週間に1回、妊娠7月から9月まで…2週間に1回、妊娠10月から分娩まで…1週間に1回。(医師または助産師からこれと異なる受診指示を受け、指示書等を提出した場合はその指示回数。)出産後1年以内に医師等から保健指導等の指示を受けた場合。	1分	○	○
妊娠中の通勤緩和措置としての職免	母体・胎児に影響があると認められる交通機関で通勤する場合(徒歩、自家用車等通勤に必要な診断書等を提出した場合)。勤務時間の始めまたは終わりに1日1時間以内。	15分単位	○	○
妊娠障害職免	7日以内(母子手帳等を提示) 妊娠4か月(85日)未満での死産・流産の場合、残日数の職免を受けられる。	1日・半日	○	○
妊娠中の休養措置職免	医師または助産師からの指導を受け、診断書等を提出した場合。1日につき45分以内。(医師等からの指導がある場合その時間。)	15分単位(分割可)	○	○
母性保護妊娠時体育授業免除	妊娠中、産休に入る前日までの体育授業免除		○	○

暫定再任用・臨任について ○＝同様の制度あり(*短時間勤務の場合は異なる。**)任用期間等によって異なる。) 会計年度任用職員は制度が異なる。

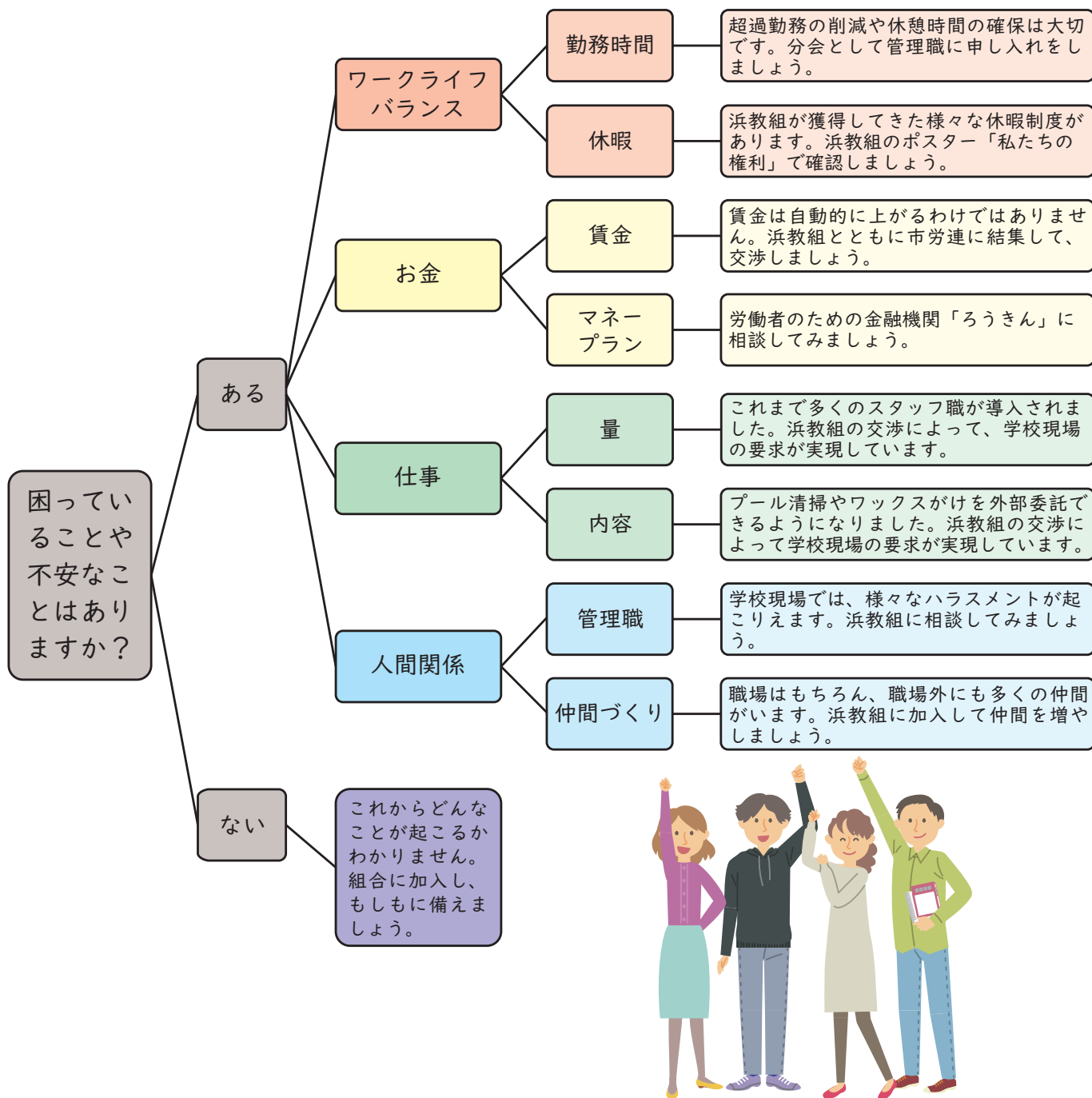
横浜市教職員組合

☎ 231-6231

権利は行使することによって定着し前進する。

浜教組に加入することが、問題解決の第一歩です！

こんなことに困っていませんか？ ～フローチャートで診断してみよう！～



多くの仲間が団結することで、交渉力が強くなります。
そして、あなたも仲間もより働きやすくなります。
子どもたちがゆたかに学べる環境をつくることができます。

※加入以前のトラブルは対応できません。

～あなたも浜教組に～